

【同時発表】

厚生労働省、経済産業省

平成31年1月15日
自動車局貨物課

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を開催します

国土交通省では、トラック運送事業者の取引条件の改善や長時間労働の改善、生産性向上に役立つ方策について、2月5日の名古屋会場を皮切りに、全国で「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を開催します。

トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、物流が継続的にその機能を果たしていく上では、トラックドライバーの長時間労働の改善を図るとともに、物流の生産性向上を図っていく必要があります。

国土交通省では、トラック事業者と荷主が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめたガイドライン^{※1}を昨年11月に策定しました。また、昨年12月には、トラック運送機能の安定的・継続的な提供を可能とするために、コンプライアンス違反を防止しつつ運行に必要となるコスト構成や効率的な運送を可能とする運行事例等について取りまとめたガイドライン^{※2}を策定しました。

今般、荷主及びトラック運送事業者を対象に、これらのガイドラインの周知や具体的な改善事例の紹介等を目的とした「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を開催しますので、奮ってご参加ください。

※1 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf>

※2 トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

※セミナー参加費は無料です。

※セミナー各回の開催日時・場所・参加申し込み方法等については別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 山浦、長沢

TEL : 03-5253-8111 (内線 41332) 直通 : 03-5253-8575

FAX : 03-5253-1637